

住居表示案内図

住居表示制度について

「住居表示に関する法律」（昭和3 7 年5 月制定）に基づき従来の土地の地番による住所の表し方から、建物に合理的に順序よく番号を付け、街区符号と住居番号による表し方にあたる制度です。

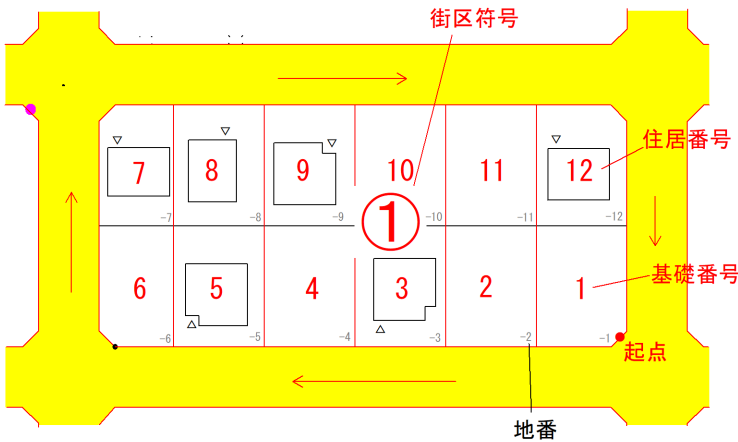
街区符号は、町の区域を道路、鉄道、河川などでいくつかブロック（街区）に分け、そのブロックに付けた番号をいいます。

住居番号は街区に起点を設け、そこから右回りで宅地に番号（基礎番号）を設定し、その基礎番号を基に、建物に住居番号が設定されます。

あたらしい住所のあらわし方は

「千歳市 あずさ6丁目 ○番 ○号」
町名 街区符号 住居番号
となります。

住居番号設定例



※建物が建ってはじめて基礎番号をもとに住居番号が設定されます。

建物の建て替え、取り壊しを行った場合、再度住居番号を設定しますので、届出をお願いします。

凡例	
----	新町（丁目）界
——	街区界
②	街区番号
2	住居番号
	道路
	公園
	調整池